明代漕運の一齣

——茶城附近の河防問題——

谷　光　隆

はじめに
一　明代の漕運と黄河の河流
二　漕黄交會と茶城の位置
三　馬家橋——子房山新河と梁境閘
四　塔山支河・羊山新河と鎮口閘
五　過洪入閘と其の程限
おわりに

はじめに

大運河（漕河）には地域によってそれぞれの呼稱がある。明代においては天津より徐州に至るまでを北河（衞漕と閘漕）といい、徐州より淮安に至るまでを中河（河漕）といい、淮安より揚州に至るまでを南河（湖漕）という。右のうち閘漕は北河の南半、すなわち臨清から徐州に至るまでを指すが、この部分は汶・泗・沂・洸の諸水、ことに汶水・泗水の河流を利用している。また中河は元來は泗水の下流であるが、同時に黄河の河流をそのままに利用している。と言うのは、黄河は明代になると開封の附近から東南流するのが常例となるが、徐州を經て淮安近傍の清口（江蘇省淮陰縣）に至るコースはその中の一つで、ことに弘治以後にはこれが正流としての位置を占めるようになった。そしてこのコースの前半（徐州以西）

はほぼ汴河の故道を奪ったものであり、後半（徐州以東）は泗水の故道を奪ったものであるから、つまり徐州は泗水（閘漕）と黄河（汴河）との交會點に當たっているのである。いわゆる「汴泗交流」の地であり、また「漕黄交會」ともいう。

ところで明代末期になると、この附近で舊來の閘漕・河漕とは別に、幾つかの新しい河道が開鑿された。萬曆三十二年李化龍によって開かれた泇河（李家港——直河口）はその最後に成ったもので、これより後、清朝中期に至るまで久しく漕運の幹線となったが、それより以前にもなお指摘し檢討すべき二、三の河道がある。そしてそれ等が何故に開鑿されたのであるかと言えば、それは要するに茶城（徐州の北三十里）における黄水の淤墊を避けて、より安全な運道を他に求める必要があったからに外ならない。萬曆徐州志卷三、漕政に、

顧漕艘渡淮歷邳。踰沛之新河。咸爲坦道。惟其中二洪之天險。茶城之易湮。皆在徐之境內。

といい、徐州洪・呂梁洪の天險とともに、黄水による茶城の淤墊は明代漕政の重要問題であるとしているが、また順治徐州志卷二、河防に、

蓋治河難。而治河于徐尤難之難。

とあり、治河の難は徐州において難中の難であると言っているのもこれである。

本稿は、この茶城の淤墊を中心に据え、その附近における新河の開鑿、及びこれに伴う閘座の建置を檢證し、さらに漕船の過洪入閘の程限について論及したものである。

一　明代の漕運と黄河の河流

明初洪武の時代の漕運は、元代の海運にならい、揚子江口の劉家港または白茆港を出て黄海を北上し、山東半島突端の成山角をまわって渤海灣に入り、遼河の水運によって遼陽・瀋陽などに達した。永樂の時代になると、遼東への海運のほか北京への海運も行われたが、更にこれを補うため、別に內地の自然河川を利用する道を開いた。淮河・沙河の流れをさ

かのぼって黄河に入り、河南省新鄉縣附近の八柳樹において一旦上陸し、陸運して衞河に至り、これを下って直沽（天津附近）に達する路である。これも既に元代に試みられたものとほぼ同じルートで、さきの海運に對して陸運とよばれたが、途中に一七〇里（一里は約五七〇メートル）ばかりの陸上輸送區間がある上に、大きく西方へ迂廻するロスの多いコースである。

そこで、元代に開鑿されながらもその水深を保てないために放置されていた會通河が、再び脚光をあびて改修されることとなり、永樂九年施工五箇月の後に竣工した。會通河は山東半島の基部を南北に結ぶもので、これによりほぼ現在見るような位置に大運河は完成し、江南と北京との距離は大いに短縮された。その結果、永樂十三年には海運と陸運が廢止され、もっぱらこの第三のコースに南北の連絡を託することとなったのである。この大運河による漕糧の輸送を河運とよんでいる。[1]

さて、右の會通河なる名稱は、元の至元二十六年、臨清より東平縣の安山に至る閘の運河（安山渠）が竣工し、その南の濟州渠と直結したとき、世祖によって與えられたもので、明代においても萬曆會典卷一九六、河渠一、會通河には、臨清より濟寧に至るまでとしている。ただ明史卷八五、河渠三、運河上には、臨清より茶城口（徐州の北三十里）に至るまでとしており、これは會通河を廣義に解釋したものである。今この廣義の解釋にしたがえば、それは閘河（閘漕）と一致することになる。閘河は大運河の全程の中で最も土地の高い部分であり、その頂點とも言うべき處に南旺湖がある。すなわち明史の同條によれば、南旺より北は臨清に至るまで土地は降ること九十尺で、この閘に閘二十一を置き、南は鎮口（徐州）に至るまで土地は降ること百十六尺で、この閘に閘二十七を置くと言っているが、このように閘の數が多いのは、土地に高低の差が大きく、またその水源は汶河・泗河・沂河・洸河と山閘の諸泉で、運河に必要な水量を十分に保持することが困難だからであった。ところで、この閘河はさらに徐州より中河となって東南流し、清口（江蘇省淮陰縣）に至って淮河の本流に合流する。閘河・中河は要するに汶・泗の河流をそのままに利用したものであり、したがって徐州以北のみな

らず徐州以南においても、その水量は決して漕運のために十分とは言えないのである。そこに黄河の水流を導くという問題が生ずる。つぎに暫くその經緯について說明しよう。

洪武元年には黄河が曹州の雙河口で決壞して魚臺縣に入ったが、ちょうど北征の途上に在った大將軍徐達は、塲塲口（魚臺縣）を開き黄河を引いて泗水に入れ漕運を濟けた。また永樂九年には工部尙書宋禮・刑部侍郎金純が會通河を開濬したが、この時併せて前年開封で決壞した黄河の河道を舊に復し、金龍口（封邱縣）より塲塲口に下して汶水に會せしめた。明史卷八三、河渠一、黄河上には、

是時會通河已開。黄河與之合。漕道大通。遂議罷海運。

と言っている。してみると、黄河を導いて汶水・泗水に入れることは、明初よりすでにその例があるが、中期以後それが常態となった場合より顧みれば、それはむしろ例外的なことであったとも言えるのである。

すなわち西園聞見錄卷八九、工部三、治水下の條には、李景繁の論として、國初には諸泉と汶・洸・泗・沂の水を合わせて漕河の水は涸を告げなかったが、百餘年ならずして源泉の過半は湮匿し、漕河はただ河水を資るようになったと言う。また皇明經世文編卷四七八に見える周之龍の「漕河說」には、鎭口以下で漕運を行うには、正統以前に在っては黄河を藉らず、ただ汶・泗・諸泉を資りて淮に達していたが、景泰四年に至り徐有貞が滎陽の決を塞ぎ、流れを分かって勢いを殺し、蘭陽より東して徐州に至って漕河に入れた。黄河が漕河に入ることは此れより始まったと言う。また皇明詠化類編、漕河卷九八には、劉天和の問水集を引いて、尙書宋禮も平江伯陳瑄もただ汶水を導くのみで黄河を引かず、徐有貞・白昂・劉大夏の諸公も黄河を資りて漕運を濟けることはしなかった。蓋し河水は至れば衝決し、去れば淤塡し、遷徙常ならず、害は利よりも多いからであると言う。以上のような次第で、諸家の言うところは嚴密には一致しないが、しかし大體として言えば、明代前半期においては黄河を藉りて漕運を濟けることは比較的に少なかったが、後半期に至ってはむしろそれが常態化したと言うことが出來よう。

そこで次にその理由を尋ねて見るに、元の至正四年、黄河が曹縣の白茅堤および濮州の金堤に決し、山東・河南・江蘇の接壌地帯が廣域にわたって被水すると、賈魯が總治河防使に任ぜられてその復興に當たったが、この時修復された河道は儀封縣の黄陵岡から徐州城東北隅の小浮橋に達した。これがいわゆる賈魯河であり、以後暫くの間はこの賈魯河が黄河の正流としての役割を果たした。では、元の後をうけた明の時代はどうかと言うに、明初以來成化の時代に至るまで、黄河は或いは潁河を奪って淮河に入り、或いは渦河を奪って淮河に入り、或いは大清河を奪って渤海灣に入った。この間、賈魯河のコースは常に支流としての存在を續けており、概して水量に乏しく淤塞しがちで、漕運はこれにより屢々阻害される狀態に在ったのである。ところが弘治八年には、劉大夏の河工によって再び賈魯河のコースが安定し、それが黄河の正流として、以後、清の咸豐五年に至るまで三百六十年の長きにわたって繼續した。これは黄河の河道の變遷を辿って行くとき、極めて重要な轉機と考えられるものであるが、但しそれは長期的な視點に立って總括的にそう言ったまでで、短期的には「河或いは他に遷徙」する狀況が見られた。このことは次章において關説することとする。[2]

とにかく明代、ことにその後半期の漕運においては、黄河の流れを利用することが必要であったが、それは特に徐州洪・呂梁洪を通過するために必要であった。前者は徐州城の東南二里、後者は更にその東南六十里に在った天險で、河中に巨岩大石が盤踞峭立し、運道隨一の難所とされた處である。[3] このことを豫め念頭に置いて、つぎの二、三の史料を見ておこう。まず、皇明詠化類編、漕河卷九七、徐呂二洪の條には、

按二洪必受黄河而流始大。正統戊辰。河決滎澤孫家渡南徙。衝張秋鎮。[4] 二洪僅受閘河之水。不可以舟。迺議從河南懐慶府武陵縣(陟の誤)導沁水。下入梁靖口(此口受趙皮寨黄河一支水入小浮橋者)。出徐州小浮橋。以濟二洪。

とあり、二洪は必ず黄河を受けてその流れが始めて大であり、正統十三年に黄河が滎澤縣の孫家渡で決壊したときには、二洪は僅かに閘河の水を受けて舟運を通ずることが出來なかった。そこで懐慶府の武陟縣より沁水を導いて徐州の小浮橋に出し二洪を濟ったと言う。[5] つぎに張邦奇の「復徐州洪閘記」(道光銅山縣志卷一九、藝文二)には、

顧南自江淮北至海口二千餘里。其間山東諸泉汶泗諸流。恆不足以濟。率賴黃河入之。然後水勢充盈。漕舟利焉。乃者河自趙皮寨南趨亳泗。而不復經徐。徐州小浮橋斷流。而徐呂二洪隨亦告竭。

とあり、山東の諸泉、汶・泗の諸流は漕運を濟うに足らず、率ね黃河のこれに入るに賴って然る後に水勢は充盈する。そこでさきに黃河が趙皮寨（蘭陽縣）で決壞したときには徐州の小浮橋は斷流し、徐呂二洪もまた隨って涸竭したと言う。これは嘉靖十三年の事態である。[8] また讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河の百步洪（＝徐州洪）の割註には、

河臣楊一魁亦言。國家運道。原不資於河。全河初出亳壽之郊。以不治治之。故歲無治河之費。其後全河漸決入運。因遂資其灌輸。……既而二洪益涸。河患無已。乃復挽黃流。疏徐邳運河。蓋自徐呂二洪至清河五百四十里。重運出其閒。欲僅以汶泗餘波濟之。必不得之數矣。

とある。すなわち、萬曆朝の河臣楊一魁の言によれば、國家の運道はもと黃河を資らず、全河は初め亳・壽の郊（渦河・潁河のコース）に出たが、其の後全河は漸く決して運河に入るようになり、漕運は遂に其の灌輸を資るようになった。そして二洪の涸竭したときには、汶・泗の餘流のみではこれを濟うに足らず、黃流を挽いて徐・邳の運河（＝中河）を疏通した。

以上、明代の漕運において黃河の關係するところを縷述したが、それは利點のあった反面に大きな缺點を伴ったものである。すなわち、前出劉天和の問水集に「蓋し河は、至れば則ち衝決し、去れば則ち淤塡す。修治の工、時として已むべき無く、遷徙常ならず、害は利よりも多し」と言うが如くである。次章以下は專らこの點について論述する。

二　漕黃交會と茶城の位置

さて、拙稿當面の問題は茶城における黃水の淤墊であるが、これについて考える場合、まず知って置かなければならないのは泗河（閘漕）と黃河との交會點（漕黃交會處）の變遷である。そこでこれを檢討するため、豫めこれに關係する地名とその地理的位置を調べることから始めたい。最初に同治徐州府志卷一一、山川攷の泗水の項を見ると、嘉靖の舊志を引いて、

……五里受北溜溝水。西岸入。三里受境山溝水。東岸入。有閘。對岸受南溜溝水。五里受秦溝水。又五里受濁河水。已上西岸溝。並洩湖陂諸水。泛漲則滿。餘時則恆涸。又十里爲秦梁洪末直渡。俗名末應渡。受烏觜溝水。東岸入。十七里有三里溝。三里至城東北。受汴水合流。……

とある。これは泗水の東西兩岸から流入する諸々の溝渠について記述したものであるが、今、論旨に必要な部分を便宜圖示すると、

北溜溝――南溜溝――秦溝――濁河――徐州城東北（汴水）

となる。これらはいずれも西岸より流入するもので、湖陂の諸水を洩し、泛漲すれば滿ち、餘時にはつねに涸れるという狀態であった。そして秦溝と濁河との間の距離は五里であり、濁河より更に三十里にして徐州城東北の小浮橋に至り汴水⑦と合流するのである。

しかし改めて萬曆徐州志卷一、山川の條を見ると、右の四つの溝渠については次の如く記載している。

濁　河　在城北二十里。舊止有小水入泗。今汴水皆由此出。隆慶中淤。

南溜溝　在城北五十里。嘉靖末年。黃河水西來由此出。今淤。

北溜溝　在城北六十里。同南溜溝。今淤。

秦　溝　在城東北三十里。自隆慶中衝成大河。今汴水由之。

これによると、徐州城の北六十里に北溜溝、五十里に南溜溝、東北三十里に秦溝、北二十里に濁河があることになり、嘉靖志の記載とは少しくその位置が異なるが、しかしここでそれを特に問題とする程のことはない。また讀史方輿紀要卷二九、江南一一、徐州の條に記載する北溜溝、南溜溝、秦溝の位置は萬曆志と同樣で、「皆な昔時大河の決溢せし處、通淤時ならず」と言っている。これで大凡の見當はついたわけであるが、これらのうち茶城の淤墊に直接關係の深いのは秦溝と濁河であるから、更にこの二つを取り出して詳察を加えておこう。

それについて前出、同治徐州府志巻一一、山川攷を見ると、

其古水道則有汴水。

と言い、これに注して、

……按今垞城西北數里。地名秦溝河。又南四里。地名濁河。雖皆平陸。故跡略存。又東南十里。至西鎮口入泗。鎮口閘亦湮。猶露閘背。此明代汴水故道。非唐宋以前故汴也。

とあり、

其明時故河。在垞城西者。有秦溝河。

と言い、これに注して、

〔縣志〕城東北三十里。按東北字誤。實正北。明隆慶中成大河。今淤。〔姜州志〕今汴水由之。孫運錦云。按今字誤沿舊文。卽明之汴水故道。……隄東地名濁河。卽秦溝下游也。

とある。すなわち前者によれば、垞城（＝茶城）の西北數里に秦溝河が在り、垞城の南四里に濁河が在ったことが知られる。また後者によれば、垞城の西に秦溝河が在ったこと、それが徐州城の東北三十里というのは誤りで實は正北三十里であること、及び濁河は秦溝の下游に在ったことが知られる。[15] こうしてみると、秦溝と濁河の河口は互いに相近く、共にそれは茶城において泗河（閘漕）に注いだと考えてよいのである。

以上で北溜溝・南溜溝・秦溝・濁河の地理的位置についての檢討を終ったので、次には漕黄交會處の變遷について述べよう。前述のように、弘治八年の劉大夏の河工で黄河の正流は徐州城東北隅の小浮橋に出、泗河（運河）に合流したが、正德三年以後黄河は漸くこれより北徙し、概ね州城の北方數十里の地點で合流するようになった。[16] 明史巻八四、河渠二、黄河下に、

初黄河由徐州小浮橋入運。其河深且近洪。能刷洪以深河。利於運道。後漸徙沛縣飛雲橋及徐州大小溜溝。至嘉靖末。

決邵家口出秦溝。由濁河口入運河。淺迫茶城。茶城歳淤。運道數害。萬曆五年冬。河復南趨出小浮橋故道。未幾復堙。

と言っているのは其の大勢である。すなわち、初め黄河が小浮橋で運河に合流していた時には、徐呂二洪にも近く河底を衝刷して運道に利益があったが、その後河口は沛縣の飛雲橋や徐州の大小溜溝（大溜溝＝南溜溝、小溜溝＝北溜溝）に徙り、嘉靖の末には秦溝に出で、また濁河口より運河に入って、茶城は年々淤墊を繰り返し運道に害があったと言う。ここで問題になるのはその最後の一段で、嘉靖の末に黄河が秦溝に出で、また濁河口より運河に入った事情の詳細である。この點について更に検討するに、まず實錄、萬曆二十七年三月丁亥の條には、

黄河自商虞而下。歴丁家道口・馬牧集・韓家道口・趙家圈・石將軍廟・兩河口。出小浮橋。下二洪。乃賈魯老黄河故道。自元及我朝嘉靖年間。行之甚利。至三十七年。北徙濁河。而此河遂淤。

と言っている。すなわち、黄河は嘉靖年間に及ぶまで賈魯河のコースを取っていたが、同三十七年に至って濁河に徙り、爾來賈魯河は淤塞するようになったと言う。この嘉靖三十七年は、恐らく黄河が濁河のコースを取った最初の事例であろう。この年黄河は新集（歸德府の北三十里）で淤塞氾濫し、河流は北徙して碭山縣の北に出で、單縣の段家口に趨いて大溜溝、小溜溝、秦溝、濁河、胭脂溝（沛縣の東）、飛雲橋の六股に分かれ運河に入り、また別の一股は碭山の堅城集より郭貫樓に下って五小股に分かれ小浮橋に注いだ。この大小十一流の中で正流と見なすべきものは濁河であろう。それは前記實錄の記載によって知られる。

つぎに實錄、萬曆五年十一月壬戌の條には、

先是嘉靖三十二年以前。黄河繇小浮橋。後徙繇沛縣飛雲橋。繼繇徐州大小溜溝。以入閘河。四十四年河大決。改繇秦溝出口。以致茶城歳患淤淺。

と言っている。すなわち、黄河は小浮橋より北徙して飛雲橋、繼いで大小溜溝より閘河に入ったが、嘉靖四十四年に大決すると、改めて秦溝より出で、茶城は年々淤淺を患うようになったと言う。この嘉靖四十四年の黄河の氾濫では、沛縣

の戚山（縣の西南三十里）附近を經て秦溝に出るコースと、豐縣の華山（縣の東南三十里）附近を經て秦溝に出るコースと、華山附近より分かれて飛雲橋に出るコースが生じ、更に黄水は漕河を逾えて昭陽湖に漫入した。その對策として工部尚書朱衡は、「河が境山以北に出れば閘河は淤し、徐州以南に出れば二洪は涸れる。ただ境山より小浮橋に至る四十餘里の閒に出ればその害がない。いま黄河の南流したものは秦溝に出たが、それは境山の南五里に在るので、この秦溝を開廣して黄河の下流を通ずべきである」と言い、沛縣の東南に馬家橋堤三萬五千餘丈を築き、飛雲橋に出る河流を阻止して秦溝に趨くようにした。[11]

こうして嘉靖三十七年及び四十四年の氾濫により、黄河の正流は濁河、ついで秦溝のコースを取るようになったのであるが、その河口が茶城相近の地であることは既に述べた通りである。そこで改めて茶城について調べてみると、大明一統志卷一八、徐州、古蹟の垞城の項には、

在州城北三十里。面臨泗水。兗州人謂實中城曰垞。輿地志。垞城古崇國。疑誤。

と比較的簡單に見えているが、讀史方輿紀要卷二九、江南一一、徐州の垞城の項にはこれを承けて、

在州北三十里。面臨泗水。兗州人謂實中城曰垞。蓋南北朝時戍守處也。今謂之茶城。爲運道所經。明嘉靖末。黄河北徙。城遂爲漕黄交會之衝。後河口東移。茶城乃爲內險。

とやや詳しく述べている。茶城はもと垞城といい、徐州の北三十里に在って泗水に臨み、運道の經る所であったが、嘉靖末年に黄河が北徙してから遂に漕黄交會の衝となった。兗州の人は中城（ほんまる。內城）を實たすことを垞といい、この地が南北朝のとき戍守の處であった關係から垞城の名が生まれたのである。垞の音は『集韻』によれば直加切で ch'a であるから茶城に轉化したのであろうが、その年代については、潘季馴の「河上易惑浮言疏」（河防一覽卷一二）に、

隆慶二年。黄河衝塞濁河。改至茶城。與漕交會。茶城之稱自此始。

といい、隆慶二年より茶城の稱が始まったとしている。

三　馬家橋——子房山新河と梁境閘

さて、前章の記述によって明らかなように、茶城における黄水の淤墊は隆慶に入って俄かに盛んとなったので、實錄、同三年七月壬午の條には「茶城の淤塞は宜しく水退くを俟って乃ち疏濬すべし」の語が見え、以後この種の記事は斷續しつつ累見している。そしてそれが漕船の通行に多大の障害となることは言うまでもない。[12] もちろん疏濬を繰り返しはするが、文字通り懸河の勢いでさしたる成功を收めることは出來なかった。[13] そこで茶城の淤墊を避けるために、舊河とは別に新河を開くという意見も出てくるのである。その最も早いものは實錄、同年同月庚寅の條で、工科都給事中の嚴用和が治河經久の策を立てるべきことを上言したのに對し、工部が、

……其秦・濁二河。易淤難疏。宜于梁山之南別開一渠。遠避黄水。以免沙淤之患。計無便于此者。……

と言っているのはこれである。すなわち、梁山（以下、末尾の河防一覽卷一、全河圖說參照）の南に別に一渠を開こうとするのであるが、更にこれを一層具體的に取り上げたのは、旨を承けて現地を視察した總理河道右副都御史[14]翁大立の意見である。實錄、同年九月癸酉の條にはそれが、

臣按行徐州。循子房山。過梁山。至于境山。入地浜溝。直趣馬家橋。上下八十里閒。可別開一河以漕。

と見え、以下これに其の利十、其の難三あることを言っている。つまり翁大立は、子房山より梁山、境山、地浜溝を經て馬家橋に至る八十里の閒（其の利十の第五條によれば、馬家橋より境山に至るまで四十里、境山より徐州洪に至るまで四十五里で計八十五里）に一河を開くことを提議したのであるが、右の意向はその翌年になってやや變更された。それは四年七月に山東の沙・薛・汶・泗の諸水が驟かに溢れて仲家淺[15]に決し、梁山の下、張孤山の東、内華山の西南を通って戚家港に出、黄河に合流したからである。そこで彼はこれに開濬を加え、梁山——張孤山——内華山の線に依って堤を築き秦溝・濁河の淤墊を避けようと考えたのであるが、これには疑義を挾む向きもあったようである。[16]

ではその結果はどうなったかと言うに、實錄、萬曆二年閏十二月己丑の條には、

先是議開馬橋至子房新河。督理河道傅希摯勘稱。上段則四十里皆水。下段則數十里伏石。委難議開。惟梁山以下穿羊山。出左洪口一帶。便于開濬。口向東南與黃流頗順。幷佑合用銀二萬四千二百七十餘兩。且新舊兩河必有一通。可保萬全。宜行開築。部覆報可。

と見えている。これによると、さきに翁大立が馬（家）橋より子房（山）に至る新河を開鑿する議を唱えたので、督理河道の傅希摯が改めて現地調査をしたが、その結果、上段（馬家橋――境山）の四十里には水が漫り、下段（境山――子房山）の數十里には伏石が多くて、開鑿は困難であるとの判斷を下したのである。つまりここで翁大立の新河開鑿計畫は五年振りに御破算となったわけであるが、それと同時に傅希摯はこれに代わる新河の開鑿を提案している。それは「梁山より以下、羊山を穿って左洪口の一帶に出れば開濬に便で、河口は東南に向かい黃流と頗る順である」と言うのである。右の引用本文は中央研究院歷史語言研究所本に據ったのであるが、附屬の校勘記によると、廣方言館本及び抱經樓本では「左洪口」は「右洪口」に作っていると言う。しかし卑見によれば、これは「右洪口」ではなく「古洪口」とあるべきものと思う。すなわち傅希摯は梁山――羊山――古洪口の線で新河を開鑿すべきことを提案しているのであるが、これについては後章において關說することとする。

なお、この傅希摯の手がけた關係の河防工事として、境山閘の復建（＝梁境閘の建置）があるので、ここにそのことを附言しておこう。境山は徐州城の北四十里（したがって茶城の北十里）に在り、西は泗水に臨んだ處で、その北に舊と境山閘が在った。この閘は天順四年に創建された積水閘で、その後廢閘となっていたのを嘉靖二十年に再建したが、しかしこれもやがて廢閘となったのである。ところが黃河が秦溝に出るようになってからは、これを今までのように放置しておくことが出來なくなった。と言うのは、秦溝は境山の南僅かに五里に在るので、泗水に出た黃水が勢いによって遡行すると、境山の北二十里に在る黃家閘までも淤塞するようになり、さらには新河＝夏鎭河（留城――南陽）の諸閘にもその影響が及

ぶようになったからである。[18]

そこで境山閘を修復することが焦眉の急となったわけであるが、その意見の最も早く現われるものは、實錄、隆慶四年三月壬申の條で、工部が御史楊家相の陳言三事を覆した中に、

境山諸閘。日就頽毀。宜及時修理。

と見えている。しかしそれが單なる意見でなく實行に移されたのは、やや下って萬曆に入ってのことであり、明史卷八五、河渠三、運河上には、萬曆元年、總河侍郎の萬恭が上言し、故基に因って境山の舊閘を復したことを記載している。[19]そこで改めてこれを檢討するに、實錄、同年四月乙亥の條には、工部が境山閘を修復せんことを請い、その議は萬恭に發したことを記し、また九月丁未の條にも、工部が、境山の上下に於いて一閘を建て、沙が灌げば閉して避け、水が積れば放って衝すべきを上奏したことが見える。一方、萬曆徐州志卷三、漕政の境山鎮閘の項によると、そこでは萬曆二年に總河都御史の傅希摯が、境山の南に卽いて、知州劉順之・判官余國英に命じて閘一座を創建せしめ（河）防をなしたと說明している。つまり實錄と地志の記述を總合すると、建閘を發議したのは萬恭であるが、工程を指揮したのは傅希摯であると言うことになる。そして、萬曆會典卷一九六、工部、河渠一、黃河の條に、

萬曆元年。茶城復淤。修建境山閘。幷護房村等處堤岸。及築遙堤。

とあるのは發議に基づいた記述であり、同卷一九七、工部、河渠二、閘壩の條に、

梁境閘卽境山舊閘。萬曆二年復

とあるのは工程に基づいた記述であることが理解される。

ところで、新たに建置されたこの閘座は、舊來のごとく境山閘とは言わないで梁境閘と言ったが、それは新閘は舊閘と多少その位置を異にしていたためである。舊閘は境山の北に在ったが、新閘は境山の南に在った。そして萬曆徐州志卷一、山川の條によれば、徐州城の東北三十里に寨山が在り、寨山の北二里に內華山が在り、內華山の北二里に梁山が在る

から、梁山は徐州城の北三十四里、したがって境山の南六里に在ることになるが、梁境閘は境山の南、梁山の北に置かれた所からこの名を得たものと思われる。その位置より考えると、梁境閘はつまり秦溝の溝口に極めて近く建置されたもので、遡行する黄流を防禦する第一線の關門としての役割を果たしたものである。[29]

四　塔山支河・羊山新河と鎮口閘

前述のように翁大立の提唱になる新河の開鑿は、現地を再調査した結果、とにかく施工が困難であるとして沙汰止みとなったのであるが、丁度それと同じ頃、別に舒應龍によって一つの新河（＝塔山支河）が開鑿されている。この間の事情については首尾一貫した記述に乏しく詳細は不明であるが、都給事中常居敬の「欽奉敕諭査理河漕疏」（河防一覽卷一四）によって僅かにその輪廓を知ることができる。すなわち、黄河が秦溝に出るようになってから、戚家港（茶城附近）の一帯は水勢湍溜のために漕舟を牽挽することが頗る困難となり、その覆溺するものも多數に上った。そこで見任侍郎の舒應龍が副使であった時、別に「塔山支河」一道を開いて舟を行ること數年、頗る利便を稱された、と言うのである。開鑿はされたものの利用されたのは數年に止まるという、いわば一種の幻の支河であるが、ここにはその施工の年代と場所について今少しく検討を加えておこう。

先ずその年代については舒應龍が副使であった時であるという。よって國朝列卿記卷一五〇、太僕寺卿行實に見える同人の傳について調べてみると、彼は嘉靖壬戌（四十一年）の進士で、累官して萬曆元年徐州兵備副使に陞り、四年さらに浙江參政に陞っている。そこで改めて實錄についてこれを検證してみると、元年二月丙寅の條に、

陞湖廣左參議舒應龍。爲山東副使整飭徐州等處兵備。

とあり、四年十二月癸酉の條に、

陞山東副使舒應龍。爲浙江左參政。

とある。つまりこれによると、彼が山東按察司の副使となって徐州の兵備を整飭したのは、萬曆元年二月より同四年十二月に至る間であるから、塔山支河の開鑿もやはりこの間に行われたに相違ないが、但し實錄にも會典にもこれに關する記載は一切見當たらない。

つぎにその場所の問題である。すでに塔山支河という以上、それは塔山の麓を經由したと考えなければならないが、萬曆徐州志卷一、山川の條によれば、この塔山は徐州城の東北二十五里に在る。[29] しかし肝心の塔山支河そのものについては、その存在を指摘する何等の記事も見出せない。また讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河の條には、河漕考を引いて塔山支河にも言及しているが、その文はさきの常居敬の上疏とほぼ同じ內容であり、僅かに異なる點としては、それが黃河の北岸に開かれたと言うことのみである。いずれにしても兩書の記述は極めて漠然たるものであり、殆んど檢討の手懸りとなるようなものではない。そしてそれがやや明らかに知られるのは、後年、この支河に沿って隄壩が構築された際の記錄を通じてである。すなわち、大清一統志卷六九、徐州府、山川の舊漕河の項を見ると、萬曆十七年に河臣の潘季馴が塔山・牛角灣に於いて隄壩を增築したことを記しているが、當の潘季馴が治河全般の要領を取り纏めて書いた「河防險要」(河防一覽卷三)の文によると、この部分については次のようになっている。

一塔山牛角灣等縷堤　鎭口古洪二閘。以東多傍山麓。以西一望平曠。濁河經流。更無堤防。黃水出岸。橫截閘河。腹心受病。故於塔山支河接築縷堤九百四十二丈。而牛角灣係茶城運河舊渠。又築壩一道。東接塔山。西接長堤。幾二里許。以遏黃流傍入。但壩地原係河身。下多積沙。創築卑薄。連歲失守。肘腋爲患。已於本壩之南。自舊縷堤支將軍廟起。東接塔山。增築長堤七百餘丈。頗得重門禦暴之意。冬春之際。多加幫護。伏秋之時。晝夜防守。預辦樁草。以備不虞。夏鎭第一要害。宜殫心力勿忽。

今その要點を摘記すれば、黃水が閘河を橫截することを防ぐために塔山支河に於いて縷堤九百四十二丈を接築した。牛角灣は閘河が茶城に至る運河の舊渠であるので、東は塔山に接し西は長堤(黃河堤)に接する二里ばかりの間に壩一道を築

き黄流の傍入を遏めた。しかしそれだけではなお卑薄であったから、さらに本壩の南に於いて、（西は）舊縷堤（黄河堤）の支將軍廟より起こり東は塔山に接するまでに長堤七百餘丈を增築したと言うのである。[23] そしてその言うところは、同書巻一の「全河圖說」の中にも明記している。すなわち、塔山と後の鎮口閘河との間、及び舊縷堤（黄河堤）と塔山との間に堤防を畫き、前者には「萬曆十七年題築堤九百餘丈」と記入し、後者には「萬曆十八年題築堤七百餘丈」と記入しているのである。これによって塔山支河の縷堤なるものの所在はほぼ明らかとなったが、しかし塔山支河そのものについては、ここにも全くその記入が見られない。

ところで、先に一言したように、この塔山支河は開鑿後わずか數年にして早くも淤阻したので、又これに代わる新河が開鑿された。[24] これについて最も要領を得た記述は「河上易惑浮言疏」中の一節で、

萬曆七八九十等年。（茶城）淤塞尤甚。至十一年間。該中河郎中陳瑛。議呈漕撫尚書凌雲翼。改漕河於古洪出口。卽今之鎮口閘河也。拗建內華古洪二閘。遞互啓閉。淤難深入。而去黄河口僅一里。挑濬甚易。人頗便之。

と言っている。すなわち、萬曆十一年に中河郎中の陳瑛が建議し、舊河のコースを改めて古洪において出口し、內華・古洪の二閘を拗建した。そして古洪閘の位置は黄河口を去ること一里である。これは實錄には同年三月己亥の條に、

工部覆漕運尚書凌雲翼題稱。徐州戚家港溜急。運艘難行。議開新渠建閘。境山廢閘曰梁境閘。新河中閘曰內華閘。新河口閘曰古洪閘。乞移咨吏部。于梁境閘專設閘官一員。內華古洪二閘共設閘官一員。幷鑄給條記。從之。

と見えており、境山の廢閘を梁境閘と曰い、新河の中閘を內華閘と曰い、新河の口閘を古洪閘と曰って、梁境閘には閘官一員を專設し、內華・古洪の二閘には合わせて閘官一員を設けたという。[25] 境山の廢閘は萬曆二年に復建されて梁境閘となったが、新河はこの梁境閘より舊河のコースと分かれ、茶城を經由することなく新建の內華閘——古洪閘を經て黄河に會したのである。そして西園聞見錄巻三八、戶部七、漕運後の周夢暘[26]曰には、

郎中陳君瑛。力從茶城迤北。開新河十一里接舊。新河入河。改境山一閘。而增梁境・內華・古洪三閘。

とあるから、この新河の全長は十一里であり、[29] またその河口は茶城の東八里に在った。[30]

とにかく右のようにして萬曆十一年には塔山支河に代わる新河が開鑿されたのであるが、一方、萬曆會典卷一九六、工部、河渠一、黄河徐呂二洪羊山新河附の條を見ると、

羊山新河。萬曆十一年議准。由昭靈祠南黄河出口。歴羊山・內華山・梁山。接境山。開河置閘。以避戚港之溜。

という記載に逢着する。これによると、萬曆十一年に昭靈祠の南に當たる黄河より、羊山――內華山――梁山を歴て、境山に接するところまで新河が開かれ、これに閘座が置かれた。それは戚（家）港の急溜を避けるのが目的であり、これを「羊山新河」と言ったのである。そこで改めて右のコースについて吟味するに、萬曆徐州志卷一、山川の條によれば、寨山は（徐州）城の東北三十里に在り、張弧山は寨山の南二里に在り、[31] 羊山は寨山の南一里に在り、內華山は寨山の北二里に在り、梁山は內華山の北二里に在り、境山は（徐州）城北四十里に在るから、便宜これを圖示すると、次のようになる。

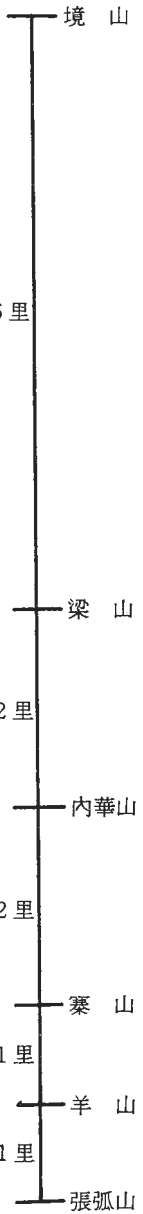

また同治徐州府志卷一一、山川攷によれば、羊山・寨山・內花山は泗水の故道に臨み、前明の時には運道が此れに由ったという。兩志のこうした記述をも參照すると、陳瑛・凌雲翼によって開かれた前掲の新河こそ、會典にいう羊山新河に外ならぬと考えられるが、又それはさきに傅希摯によって唱えられた新河（梁山――羊山――古洪口）とも殆んど同じものと考えられるのである。

羊山新河の開鑿については大要以上の如くであるが、なおこれに關連して補説すべきは、その後五年を經て古洪閘の下

流に更にもう一つ鎭口閘が増建されたことである。それは萬曆十五年の秋、黄河の暴漲によって古洪閘の一帶が淤塞し、回空の船隻（京師より南歸する漕船）が通行を阻まれたことを直接の契機とするもので、[29] 實錄の翌十六年四月癸亥の條を見ると、勘理河道科臣の常居敬が督臣舒應龍と共に、古洪閘外において鎭口閘一座を加えることを建議している。そしてその詳細は彼の「欽奉敕諭查理河漕疏」に次のように見える。

一添造閘座以便防守。查得古洪內華爲入運首閘。先因規制未堅。啓閉不時。一遇暴漲。遂多淤塞。今古洪等閘已奉旨改造。加石數層。似已得策。但自古洪以至河口。尙有一百八十餘丈。每遇閉閘外成灘淺。兩岸上隄又易奔潰。奔岸之土與黄水之沙幷塡其中。無惑乎阻塞之易也。且鮮貢船隻勢難久待。古洪失守直至梁境。數里淤塡。誠難爲力。合仍於古洪以外酌中之所。相擇堅地添建鎭口閘一座。長砌鴈翅。寬鑿閘窩。以便停泊。南北兩岸俱用樁埽廂護。共銀二千三百兩。如船入鎭口。則急閉上閘。候外閘既閉。漸次而啓。庶彼此聯貫。既可以蓄內漕之水。關防嚴密。又可於禦外河之漲。重門禦暴。防守自便。此外縱有淤淺。所餘無幾。俟黄水少落。而以盈漕之水衝之。勢自易易矣。伏乞聖裁。

古洪閘・內華閘は運河に入る首閘であるが、先には規制が堅からず啓閉が時ならざるに因って、一たび黄河の暴漲に遇えば淤塞することが多かった。今、古洪閘はすでに改造して石數層を加えたが、[30] 但だ古洪閘より河口に至るまではなお一百八十餘丈あるので、閉閘の際に外は灘淺を成し、奔岸の土と黄水の沙とが幷びに其の中を塡める。且つ鮮貢船隻は何時でも直ちに通過させるので、このような場合は古洪閘より梁境閘に至るまでが淤塡する。そこで古洪閘の外に適當な堅地を擇んで鎭口閘一座を添建すれば、たとい淤淺することがあっても河口までの距離は幾くもないから、黄水が少しく落ちるのを俟ち盈漕の水を以って之れを衝けば、濬滌の功は勢いとして自ずから容易である。

これが鎭口閘一座を添建するについての趣意であるが、こうした目的を以って増築された新閘の位置は、河口を去ること八十丈[31]であり、それは茶城の東南十里[32]に當たると言う。そして、これより後は羊山新河のことを一に「鎭口閘河」とも言ったようである。[33]

ところで、ここに新しく建置された鎮口閘についても、それが河口に臨む第一關門としての性格と條件は、かつての古洪閘となんら變らないわけであるから、「黄水一たび發すれば則ち黄強清弱、倒灌して漕に入り、而して河渠淤澱す」[33]という清黄交接處（漕黄交會處）に繫る問題は依然として解決することがなかった。潘季馴が「申嚴鎮口閘禁疏」[34]（河防一覽卷九）を上ったのもその故である。

とにかく鎮口閘においても黄流による淤淺は毎年のことで、挑濬は繰り返し行われるが、これについて更に附言すべきは東鎮口閘の添設である。すなわち、大清一統志卷六九、徐州府、堤堰の鎮口閘の項には、

在銅山縣北二十里。相近有東鎮口閘。又古洪閘在城北二十五里。內華閘在城北三十里。梁境閘在州北四十里。黄家閘在州北六十里。皆明萬曆中設。

とあり、萬曆中、鎮口閘の相近において別にまた東鎮口閘が建置されたことが知られるが、その閘の事情については實錄、十九年七月丁卯の條に記載がある。それによると、鎮口閘において挑濬を行うときには、糧艘・民船が數日閘停留を餘儀なくされるので、本閘の東にさらに新たに支河を開き、そこに閘三座を建て、名づけて東鎮（口）閘といい、西閘（＝鎮口閘）と交互にこれを啓閉して挑濬と行舟とを相礙げないようにしたのである。[35] それは巡漕御史賈名儒の奏請によるものであった。

五　過洪入閘と其の程限

前節においては、茶城における黄水の倒灌と淤墊を避けるため、その近傍において塔山支河、羊山新河（鎮口閘河）などの新渠の開鑿された次第について述べたが、本節ではもっぱら漕船の該地點を通過する上での程限の問題について檢討を加えてみよう。

いったい、中河（河漕）の東南端と西北端である淮安と徐州は、一は黄河が淮河に相會する點、一は黄河が泗河に相會す

る點である故に、その暴漲時においては特別の措置を講ずる必要があった。潘季馴の「申飭鮮船疏」とこれに對する工部の「覆疏」（河防一覽卷一二）に、淮安の通濟閘と徐州の鎭口閘は、黃河南北の衝に當たるので、漕船の過盡後、通濟閘では六月初旬その閘外に輭壩を築いて（九月初旬まで）横流を遏め、鎭口閘ではその閘口を閉して黃水の內灌による運道の淤墊を禦いだ、と言っているのはこれである。蓋し夏秋の候は黃河の增水期であり、五、六月に發する水を伏水（伏汛）といい、七、八月に發する水を秋水（秋汛）というが、この時期の黃河は水勢が最も盛んで、土砂の含有量も從って多いのである。そしてこれと關連し、漕船がこの二つの要所を通過するについて程限を定めていること、すなわち「過淮」と「過洪入閘」の程限を定めていることは、明代の漕運史上において注目すべき一事實たるを失わない。このうち過淮の程限については、明史卷七九、食貨三、漕運の條に、

世宗定過淮程限。江北十二月。江南正月。湖廣・浙江・江西三月。神宗時改爲二月。

とあり、萬曆會典卷二七、會計三、漕運、漕規の條にも「運糧程限」としてこれを定めている。それは地方の遠近によって差違のあることであるが、最も遠隔地である湖廣・浙江・江西の三總の官軍について言えば、嘉靖八年の議准では三月以裏を限り、萬曆二年の題准では二月以裏を限ることになっている。[37] そこで過淮の場合は暫く措き、ここでは明史や會典に記載のない過洪入閘の場合を問題にしよう。

さて、過洪の洪は徐州洪を指し、徐州城の東南二里に在って、更にその東南六十里に在る呂梁洪と共に運道隨一の難所である。また入閘とは過洪の後、徐州を經て閘河（茶城——臨清）に入ることを意味する。この過洪入閘に一定の期限を設けるようになった直接の契機は、隆慶四年九月、黃河の決潰によって漕船八百艘が漂損し、漕卒千餘人が溺死し、漕糧二十二萬六千二百餘石を失った椿事の發生にあるらしい。[38] そして實錄、同年同月丙戌の條には次のような記事が見える。

戶部覆御史唐鍊條上漕運事宜。請令江西・湖廣・浙江各布政司管糧參議一員。督運船赴瓜儀。與漕運委官交代。後期者罰治降黜。運軍數少。令司道府衞。于正丁舍餘屯操中僉補。修船責成工部分司。清河催督。宜專敕徐州兵備副使。

限四月終過洪入閘。漕司比過淮例。一體奏報。上命悉如議行。

すなわち、御史唐鍊の條上した漕運事宜の內容は、

㈠江西・湖廣・浙江各布政司の管糧參議は、運船に同乘して瓜儀（瓜洲鎭・儀眞縣）に赴き、ここで漕運の委官と任務を交代すること。

㈡運糧軍士には正丁のほか舍餘（軍戶の二、三男）よりも僉補すること。

㈢修船は工部分司に責成すること。

㈣清河（＝泗河）沿岸の催督は徐州兵備副使の責任とし、四月末日までに「過洪入閘」せしめ、過淮の例に準じてこれを中央に報告すること。[29]

であり、それは直ちに實行に移されたものの如くである。しかし實錄の翌五年五月庚辰の條によると、この時期には「漕舟尙お未だ洪に抵り閘に入らざる」狀態にあったし、また同年八月丙午の條によると、「今歲漕船淮を過ぐること獨り早し。而れども閘に入る者は十のうち二、三に及ばず」という狀態にあった。こうして見ると、唐鍊の上疏によって、過洪入閘の程限は一先ず四月末日と定められたにしても、綱紀の弛廢が甚だしかった當時にあっては、それは未だ文字通りには嚴守されていないのである。そこで實錄の六年二月癸巳の條には、禮科左給事中の雒遵が、漕規を戒飭する五事を條奏しているが、ここでは督糧道（＝各布政司の管糧參議）は、瓜儀までの同乘ではなく、更に北上して過洪入閘までの同乘を求めている。そうした經緯があって後、同年六月庚辰の條を見ると、改めて、

定漕運程限。每歲十月開倉。十一月兌完。十二月開幫。二月過淮。三月過洪入閘。四月到灣。永爲定例。從尙書朱衡議也。

とあり、[30]また國榷卷六八、同年同月同日の條にも、

申飭漕期。歲十月民輸粟。十一月漕卒受粟。十二月發舟。二月過淮。三月歷閘。四月抵張灣。從工部尙書朱衡之議。

とあって、その意は實錄と同樣である。すなわち、毎年十月の開倉（納戸が最寄りの運糧衞所の倉に漕糧を運びこむこと）より翌年四月に通州の張家灣に到着するまでの程限を正式に定め、その途中では、二月に過淮し、三月に過洪入閘するとの規定を設けているのである。[41] これは工部尙書朱衡の發議によるものであるが、ついで實錄、同年十一月庚戌の條を見ると、兵部右侍郎で河道を總理した萬恭がまた河漕事宜四款を條奏しており、その一款には、

一嚴遲速之令。黃河伏秋水高。運船所避。宜令江南糧儲。各督尾幫。遵限過徐州洪。勿至與怒河鬬。三月過洪者以上勞敘焉。四月過者次之。延至五月後者議罰。因而遇水漂沒者。從重議擬。

とある。ここでは江南の糧儲道（＝管糧參議）は漕船に同乘して過洪入閘すべきことが提言され、それが五月以後になった場合には處罰すべきだとしている。そしてこれによれば、四月末日までの過洪はなお大目に見られたようである。

では、隆慶六年六月正式に定められた過洪入閘の程限（三月）は、その後果たして遵守されているであろうか。翌萬曆元年の漕運について見るに、まず實錄、同年三月庚子の條には、

漕運都御史王宗沐奏。漕糧三百一十萬一千五百石一斗。盡數過淮。去歲三月過淮已爲早。然尙有閏月。今則二月甫盡。漕政更新。大計修整。宗沐以爲明良合德所致云。

とあり、ついで四月丙子の條には、

督漕御史張憲翔奏。今歲漕糧四百萬石。除災例准改及山東河南徐州例不過淮洪幷留常盈倉外。實該過洪糧三百一十萬一千九百五石一斗。共船八千五百二十六隻。以正月九日起。至四月十日悉數過洪。糧既全運且無閏。較之上年過洪尤早。因歸功河漕臣焉。

とある。これによると、前年（＝隆慶六年）の漕糧は三月に過淮したが、これでも例年よりは早いとされた。しかしこの年には二月に閏月があったので、三月と言ってもその實質は四月と異ならなかった。ところが今年（＝萬曆元年）は、漕糧三百一十萬一千餘石、船八千五百二十六隻が、正月九日に開幫（發舟）し、二月にことごとく過淮し、四月十日にことごと

く過洪したので、漕政は一擧に面目を更新したのである。

ところで、この萬曆元年の漕政の更新に直接關與したのは王宗沐と潘允端であり、西園聞見錄卷三八、戶部七、漕運後、前言の條には、大意つぎのような一文を載せている。王宗沐が總漕に任命されると、漕政に一家言を有する潘允端を配置換えして漕儲を專理せしめた。當時は運期が常に遲れ勝ちで、漕舟が河漕（淮安――徐州）に入るころには黃河が暴漲してしばしば舟が轉覆し、また北方に行けば寒氣のために結氷が早くて途中に進行を阻止され、そのため京儲が空虛となるという事態が續いていた。そこで潘允端は有司を監督し官軍を部勒して、二月に淮に至り五月に閘に入り八月に天津に達したので、ここにおいて漕政は一新したという。ただ右の文ではその年代が今一つ明瞭でないが、實錄によると、王宗沐が都察院右副都御史となって漕運を總督するようになったのは隆慶五年十月のことであり、彼の上言によって山東布政司右參政の潘允端が淮安に移駐し漕務を專理するようになったのは翌六年正月のことである。[12] そして、二月に淮に至り五月に閘に入り八月に天津に達したというのは、前揭實錄の萬曆元年三月庚子（二月に淮を過ぐ）及び四月丙子（四月十日に洪を過ぐ）の條と相反しない。してみると、二月過淮、三月過洪入閘の程限は、萬曆元年には未だ完全には達成されていないが、王宗沐と潘允端の努力により、曲りなりにも實現の軌道に乘ったと考えてよいであろう。

ところが、實錄の二年六月丁未の條を見ると、ここでは王宗沐は一歩後退して三月終に過淮し、四月末に過洪することを提議している。しかしこの議は採擇されず、[13] またその翌三年のことは明らかでないが、四年の漕運については、實錄、同年三月己酉の條に、

總督漕運侍郎吳桂芳疏報。萬曆四年分應運漕糧四百萬石。內除改折截留幷山東河南徐州例不過淮外。實該過淮糧二百八十二萬八千五百七十五石九斗九升一合。炤上年派規。以霜降前一日發單。大寒前一日開兌。自萬曆三年十二月初七日起。至萬曆四年二月二十二日止。運官孫承忠等管押幇舡。共計八千二百一十隻。裝載前糧。俱盡數過淮訖。

とあり、ついで五月癸巳の條に、

巡漕御史陳功報。本年糧舡八千三百一十隻。于四月十四業盡過洪。視去年稍遲數日。蓋緣三月二十一日陡有曲頭之溜。軍夫二百扒簟四十餘條。始挽一舡上。幸未逾限。報聞。

とある。してみると、この時には漕糧二百八十二萬八千餘石、船八千二百一十隻が、前年の十二月七日に開幫し、四年二月二十二日に過淮し、四月十四日に過洪しているのである。過洪の程限は規定の三月末日を超え、前年に比べてもなお數日遲れているが、これは三月二十一日に曲頭集（邳州）で急流に遭い、軍夫二百人、扒簟（竹のひきづな）四十餘條を用いてようやく一舡を挽上するという狀態であったためとしている。とにかく、三月末日までに過洪入閘するという正規の程限は、現實には必ずしも嚴守されているわけではないが、にも拘わらずそれが漕規として一定の拘束力を持っていたことはこれを認めなければなるまい。そしてそれは、萬曆三十二年泇河（李家港——直河口）が開鑿され、漕船がもはや一般には徐州を通過することのなくなるまで守られていたのである。[44]

最後に、右の過洪入閘の程限と關連して附言すべきは、漕運總兵官の徐・邳地方への移駐である。元來、漕運總兵官（武官）は漕運總督（文官）と共に明代漕運の最高責任者であり、兩者は共に淮安に駐在して漕政全般を指揮していた。それが明末になると、毎年漕船の起行時において淮安よりそれぞれ徐・邳及び揚州地方に移駐する習慣となったので、明史卷七九、食貨三、漕運の條には、

凡歲正月。總漕巡揚州。經理瓜淮過閘。總兵駐徐邳。督過洪入閘。同理漕參政。管押赴京。

と言っている。すなわち、漕運總兵官について言えば、邳州・徐州へ移駐して過洪入閘を催督し、その後さらに理漕參政（漕運參政）と共に漕船を管押して京師に赴くようになった。それが何時からの體制であるかはここに明言していないが、この記事が實錄の隆慶六年正月癸未の條に基づいていることは疑いなく、これまた王宗沐の奏請によるものである。しかし萬曆會典卷二七、戶部、會計三、漕運、督運官員の條にはこれより早く、

（隆慶）四年題准。漕船起行。都御史坐鎮淮安。參將移駐瓜儀。總兵駐徐州。各分經理。催督船糧。

とあるから、漕運總兵官が徐州に移駐するようになったのは隆慶四年以來のことであり、恐らくこの年黄河の決潰によって多數の漕船が覆沒し、多量の漕糧が漂失したかの椿事の發生を直接の契機とするものであろう。

おわりに

以上、五節の論旨を要略すれば次の如くである。

明代ことにその後半期の漕運は、徐州より淮安に至る間、黄河の流れを利用して行われたが、それは利點のあった反面に大きな缺點を伴ったものである。すなわち、弘治八年、劉大夏の河工により黄河の正流は徐州城東北隅の小浮橋に出、泗河（閘漕）に會したが、嘉靖末年には城北三十里の茶城に出たので、隆慶以後この地は漕黄交會の衝に當たり、毎年伏秋の時節には黄水の倒灌とこれによる淤墊が甚だしく、漕船の通行には多大の障害となった。そこでこれを避けるために、隆慶三年には翁大立が馬家橋より子房山に至る八十里の間に新河を開くことを提議したが、この計畫は結局畫餅に歸した。また、萬曆二年には久しく廢閘となっていた境山閘を復建して梁境閘としたが、これは黄水が茶城より泗河に溯って上流が淤塞することを防ぐためであった。

茶城附近で現實に開鑿された新河は、舒應龍が山東副使整飭徐州等處兵備であった時（萬曆元年二月――四年十二月）に開いた塔山支河で、その位置は河防一覽の「全河圖說」により大體を窺うことができるが、それはわずか數年にして淤阻したので、これに代わる新河が萬曆十一年、陳瑛によって開かれた。それは梁境閘より舊河のコースと分かれ、茶城を經由することなく新建の內華閘――古洪閘を經て黄河に會したもので、全長十一里、古洪閘の位置は黄河口を去ること一百八十餘丈であった。この新河を羊山新河という。その後萬曆十六年に至り常居敬が古洪閘の下流、河口を去ること八十丈の位置にもう一つ鎭口閘を增建し、萬曆十九年には鎭口閘の東にさらに支河を開いて東鎭口閘を建て、鎭口閘と交互に啓閉して挑濬と行舟とを相礙げないようにした。しかし鎭口閘における黄水の淤墊は依然としてこれを防ぐことができず、漕

運の安全は、萬曆三十二年、泇河の開鑿されるのを待たねばならなかった。

なお、漕船が徐州を通過するについて「過洪入閘」の程限を定めたことは注目すべき一事實である。過洪とは徐州洪を過ぎることをいい、入閘とは閘漕に入ることをいう。それは隆慶四年、はじめて四月末日を期限とするように定められたが、隆慶六年、改めて朱衡の議に從い三月末日を期限とするように定められた。そしてそれは泇河が開かれ、漕船が一般に徐州を通過することのなくなるまで、漕規として一定の拘束力を持っていた。また漕運總兵官が淮安より徐州に移駐して過洪入閘を催督することは隆慶四年に始まり、隆慶六年以後にはさらに漕船を管押して京師に赴く制となった。

註

① 星斌夫著『大運河――中國の漕運――』(九三――一〇一頁)参照。

② 拙稿「明代徐州地方における黄河の氾濫――夏鎮河・泇河開鑿の原因をめぐって――」(星博士退官記念中國史論集)参照。

③ 拙稿「明代漕運の一齣――徐州洪と呂梁洪――」(奈良女子大學文學部研究年報第二十三號)参照。

④ 正統十三年には黄河は兩派に分かれ、一は滎澤の孫家渡より南流して項城に入り、一は新鄉の八柳樹より北流して張秋に入ったのであり、詠化類編のこの記述は正確ではない。明史卷八三、河渠一、黄河上参照。

⑤ 沁河は山西の沁源縣の綿山の東谷に出で、太行山麓より河南の原武縣の黑陽山に至って汴河と合流し、徐州に至って運河に入り徐呂二洪を濟った。萬曆會典卷一九六、工部、河渠一、沁河参照。

⑥ 皇明詠化類編、漕河卷九七。皇明世法錄卷五三、黄河、國朝河決考萬恭。河防一覽卷五、歷代河決考。

⑦ 萬曆徐州志卷一、山川、汴河に、

一名沁河。一名小黄河。按一統志。汴河源出河南滎陽縣大周山。東流至中牟縣入黄河。沁河出山西沁源縣。經山東流至河南懷慶府入黄河。又按漕河志。河居中。汴居南。沁居北。河南徙則與汴合。北徙則與沁合。故此河之名有三。今沁水久不達。唯河合于汴爾。故謂之汴河。

とある。

⑧ 道光銅山縣志卷二、山川の濁河の項には「城北二十里。舊止有小河入泗。後汴水皆由此出。隆慶中淤」としている。

⑨ なお、大清一統志卷六九、徐州府、山川の條によれば、濁河は銅山縣(=徐州府城)の西北二十里に在ったとしている。

⑩ 實錄、萬曆二十五年三月己未、總河尚書楊一魁奏言。

⑪ 以上、嘉靖三十七年及び四十四年の氾濫については註②拙稿参照。

なお、都給事中常居敬の欽奉敕諭査理河漕疏（河防一覽卷一四）には「初徙於溜溝。再徙於秦溝。三徙於濁河口」と言い、黄河が濁河に徙った時期と秦溝に徙った時期が實錄とは逆になっているが、萬曆徐州志卷一、山川によれば、濁河については「隆慶中淤」と言い、秦溝については「自隆慶中衝成大河」と言っているから、やはり黄河は濁河に注いだのち秦溝に注いだと見るべきである。

⑫ たとえば實錄、萬曆元年九月丁未の條には、

茶城淤塞二十餘里。萬恭起夫數萬挑濬罔效。回空糧船數千。阻於上河者不下五十餘里。

とあり、同九年七月壬戌朔の條には、

茶城至留城一帶。運道咽喉。節因黄水倒灌。停淤漸高。運船率多淺阻。

とある。

⑬ 實錄、萬曆三年八月丁丑の條に、

茶城一帶。運道咽喉。頻年淤決。迄無成功。

とある。

⑭ 國榷卷六六、穆宗隆慶三年九月癸酉。

⑮ 讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河によれば、南陽閘の西北二十六里、濟寧州城の南に在る天井閘の東南四十三里に仲家淺閘が在る。

⑯ 實錄、隆慶四年七月壬辰。同、萬曆二年九月丙子。

⑰ 中央研究院歴史語言研究所本の校勘記によれば、「佑」は「估」に作るべきもののようである（廣方言館本）。

⑱ 萬曆徐州志卷一、山川、境山。同卷三、漕政、境山鎮閘。明史卷八三、河渠一、黄河上。同卷八五、河渠三、運河上。なお、嘉靖二十年の建閘については、道光銅山縣志卷一九、藝文二、丁汝夔の「修境山閘記」がある。

⑲ なお、萬恭の奏言は、皇明世法錄卷五〇、南河にも「復諸閘疏」として見えている。

⑳ なお、讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河の梁境閘の條には、漕河記を引いて、

運河自茶城北出臨清。舊有七十二淺。新河開後。悉爲通渠。惟茶城爲黄運交會閒。正値運盛時黄水淺。高下不相接。是以有茶城黄家閘之淺。因復設境山閘。以節宣之。

と言い、また行水金鑑卷一二一、運河水の萬曆二年の條にも、

境山閘者。閘漕之外戸也。年遠變遷。棄焉不治。上下多淺。萬曆初。乃更爲之。而黄家閘始有重關矣。外阻黄內束漕。兩利之策也。

と言って、梁境閘の果たす役割の一つに水位の調節、すなわち積水閘としての機能を擧げている。

㉑ 道光銅山縣志卷二、山川には「城東北二十里」に作る。

㉒ なお、この文の概略は讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河の條にも載せている。

㉓ 前出、常居敬の上疏には「後因淤阻後。開內華等閘。卽支河遺意也」と言っている。

㉔ この新河の開鑿について、讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河の條には、河漕考を引いて萬曆九年としているがこれは誤りである。なお、萬曆會典卷一九七、工部、河渠二、閘壩の條には、

内華閘　古洪閘二閘。萬曆十一年建

と見えている。

㉕ 萬曆二年の進士。工部都水司郎中を歴て、官は山東參政に至る。水部備考・常談考誤あり（明人傳記資料索引上參照）。

㉖ 讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河の條によれば、大浮橋（徐州城東北三里）より梁境閘に至るまでは西北四十里、小浮橋（徐州城東北隅）より古洪に至るまでは三十餘里であるから、これよりすると新河の全長を十一里とするのは極めて妥當のようである。

㉗ 讀史方輿紀要卷一二九、川瀆六、漕河〔引河漕考〕。なお、註㉜參照。

㉘ 道光銅山縣志卷二、山川の張孤山には「寨山西南二里」とす。

㉙ 河防一覽卷二、河議辯惑。同卷一二、河上易惑浮言疏・會勘徐城鎭口疏。

㉚ 實錄、萬曆十六年正月癸巳の條に、總督漕運右僉都御史の楊一魁が條陳した十事を載せている。そしてその一つに、古洪閘の構造は上部が闊く下部が狹くて閘板が下げ難く、且つ石座が甚だ低いので、これを改修して高下の廣狹を一律にしたい、との建議がある。

㉛ 河防一覽卷一二、會勘徐城鎭口疏。

㉜ 讀史方輿紀要卷二九、江南一一、徐州、牛角灣。

因みに、同書卷一二九、川瀆六、漕河の條には、河漕考を引いて、茶城の東八里に古洪・內華二閘を拗建し、古洪閘の東南二里餘に鎭口閘を增築したと言っている。しかし鎭口閘の位置を古洪閘の東南二里餘とするのはいかがであろうか。常居敬の祖陵當護疏（河防一覽卷一四）の中には「七千八百四十丈。該四十里九分四釐」「八千六十三丈。該四十四里七分」などの文があるが、これによって計算すると一里は一百八十丈に當たる。そして、前引の河上易惑浮言疏には「拗建內華古洪二閘。……而去黃河口僅一里」の文があり、欽奉敕諭查理河漕疏には「但自古洪以至河口。尙有一百八十餘丈」の文があって、前者の「一里」と後者の「一百八十餘丈」にちょうど一致し、この方が正確であると思われるからである。したがって又、方輿紀要が、茶城の東八里に古洪・內華二閘を拗建し、古洪閘の東南二里餘に鎭口閘を增築し、鎭口閘は茶城の東南十里に在る、と言っているのは少しく正確を缺いた記事かと思われる。

㉝ 前引、河上易惑浮言疏。

㉞ 河上易惑浮言疏に、

夫鎭口閘內爲汶泗清流。鎭口閘外爲黃沁濁流。平時清濁相當。內水外出頗順。惟黃水一發。則黃強清弱。倒灌入漕。而河渠淤澱。此理勢之必然者。

とある。

㉟ 實錄、萬曆十六年閏六月己酉の條に「總督河道都察院右副都御史潘季馴題」としてその要略を載せている。

㊱ なお、鎭口閘河は、泇河の開鑿された後はもっぱら回空に使用されたのである（皇明世法錄卷四九、南河、國朝南河攷・行水金鑑卷一二五、運河水〔引南河全考〕參照）。

㊲ 尤もその實況について言えば、隆慶四年以前においては、五

月過淮、八月入閘が普通の狀態で、時にはこれよりもっと遲れ、開幫（發舟）が四月、五月、甚だしい場合には六月になることさえあった（實錄、萬曆二年七月癸巳。西園聞見錄卷三七、戶部六、漕運前、梁雲龍曰。同卷八九、工部三、治水下、隆慶四年九月參照）。

㊳ 西園聞見錄卷八九、工部三、治水下、參照。

なお、實錄、同年十月己酉の條によれば、運河が淤阻し漕舟が至らざる故を以って、提督漕運總兵官鎮遠侯顧寰・總督漕運侍郎趙孔昭・總理河道侍郎翁大立・徐州兵備劉經緯・參將顧承勳がそれぞれ減俸・降級などの處分に附されている。

㊴ なお、實錄、同年十一月乙丑朔の條にも、徐州兵備は毎年三月前後に清河・桃源・宿遷等の縣に駐劄し、當該府州縣の佐貳官を選委し地方を分かって查催し、漕司は過洪の日期をもって具奏することを定めている。

㊵ この文は、國朝典彙卷九七、戶部、漕運の條には、隆慶元年二月の記事よりも後、同四年五月の記事よりも前に置かれている。

㊶ 十月に開倉し、十二月に兌完・開幫することは、すでに嘉靖四十三年・隆慶四年の題准に見えている（萬曆會典卷二七、會計三、漕運、漕規、水次交兌參照）。

㊷ 實錄、隆慶五年十月甲辰。同六年正月辛未。

㊸ 實錄、萬曆二年八月甲辰。

㊹ 實錄、萬曆三十二年正月乙丑の條を見ると、李化龍が泇河を開くことを疏請したのに對する工部の奏に、「糧船過洪。必約春盡。寔畏河漲。運入泇河。朝暮無妨」とある。すなわち、糧船の過洪を春盡までと約するのは、黃河の暴漲を畏れる故であるという。春盡は「春のおわり」であり、陰曆で三月の末日である。

『河防一覽』萬曆庚寅十八年刊本 全河圖說部分 23葉

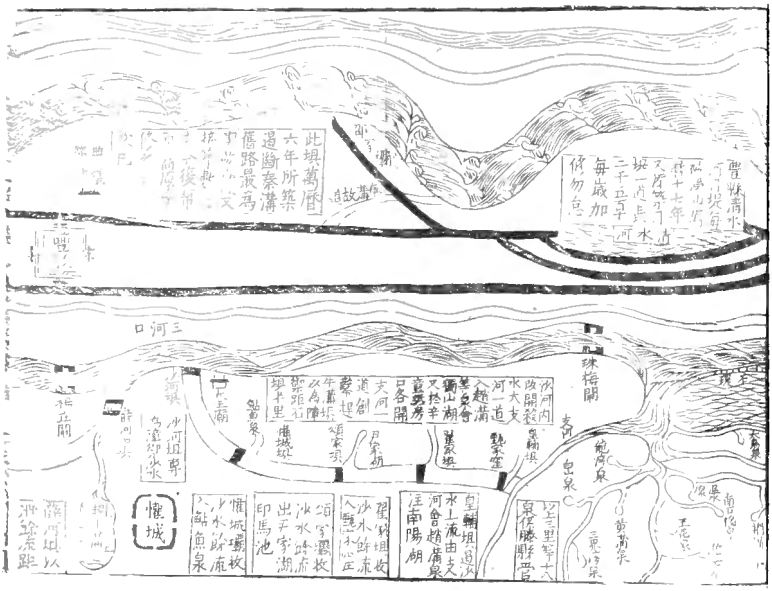

24葉

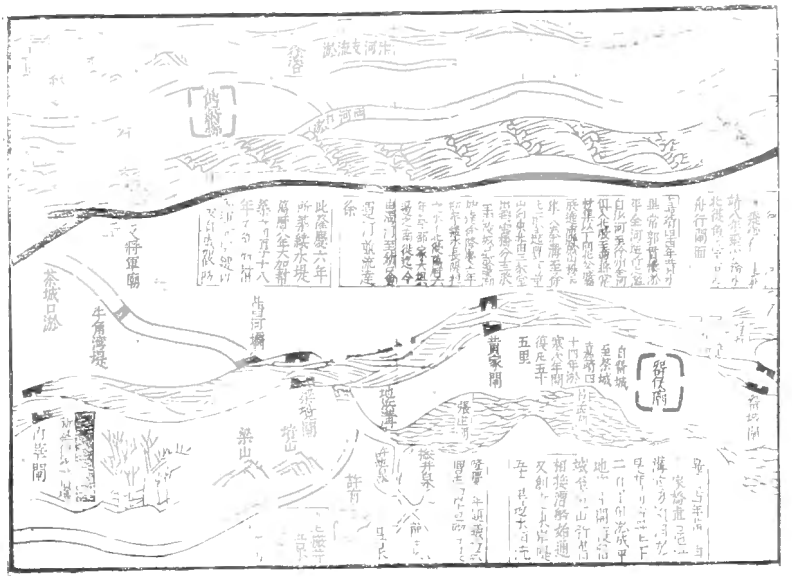

25葉

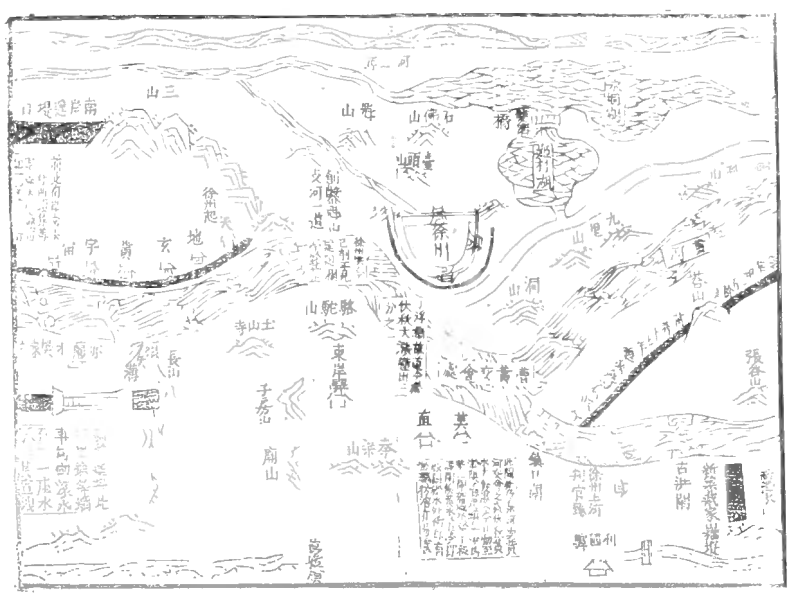

26葉

people, including some cases where they formed societies which were politically active. They were also the forerunners of the gangster groups and secret societies which became prominent after the Sung 宋 period.

In the bonds of sworn brotherhood (as in the case of the artificial father-son relationship), the "family" relationships were extended to include all relatives of the persons concerned.

The bonds are illustrative, in a concrete way, of the popular society which formed as the exclusive character of the aristocratic society broke down.

A PARAGRAPH ON THE TRANSPORT OF OFFICIAL GRAIN IN THE MING PERIOD

The Problems of Channel Maintenance in the Area around Ch'a-ch'eng (茶城)

TANI Mitsutaka

The transport of official grain (*ts'ao-yün* 漕運) during the Ming 明 period, especially during its latter half used a stretch of the Yellow River between Hsü-chou 徐州 and Huai-an 淮安. Although this had advantages, it also had one major weakness. The main channel of the Yellow River in the eighth year of the Hung-chih 弘治 period (1495) reached down to Hsiao-fu-ch'iao 小浮橋 on the northeastern corner of Hsü-chou city, where it was joined by the Ssŭ River 泗水 (or the *Cha-ts'ao* 閘漕). However, in the last years of the Chia-ching 嘉靖 period (1522–1566) it only reached Ch'a-ch'eng 茶城, thirty *li* north of the city, and after the Lung-ch'ing 隆慶 (1567–1572) period this area became the confluence of the Yellow River and the Cha-ts'ao. But every summer and autumn the increases in the amount of the reverse flows resulted in intense silting of the junction, which became a great obstacle for the passage of the transport ships.

In order to prevent this, new channels were dug in the neighbourhood of Ch'a-ch'eng, separated from the old river. So, new artificial tributaries were dug during the Wan-li 萬曆 period (1573–1620). They were: T'a-shan 塔山, dug by Shu Ying-lung 舒應龍 in the early years; and Yang-shan 羊山, dug by Ch'en Ying 陳瑛 in the eleventh year (1583), which

resulted in the founding of the Chen-k'ou 鎮口 watergate at its mouth in the sixteenth year of this period (1588) by Ch'ang Chü-ching 常居敬. But the silting up of the Yellow River at the Chen-k'ou watergate, as before, could not be prevented, and it was not until the Chia River 泇水 was dug in Wan-li 32 (1604) that grain transport no longer met with these difficulties.

Furthermore, one has to note that ships passing Hsü-chou were restricted by the established custom known as the "*kuo-hung ju-cha* 過洪入閘" limit. "*Kuo-hung*" (passing the high waters) meant to pass the Hsü-chou-hung 徐州洪, and "*ju-cha*" (entering the Cha) meant to enter the Cha-ts'ao. In the sixth year of the Lung-ch'ing period (1572) the last day of the third month was designated a time limit, and its importance lay in the fact that the transport boats were hard pressed to reach this point before the waters of the Yellow River swelled up.

LANDTAX, RENT AND THE LOCAL MAGISTRATES
The Example of Early Modern Chiang-nan (江南)

TAKAHASHI Kōsuke

The district magistrate (*chih-hsien* 知縣) was a so-called "magistrate to herd the people" (*mu-min-kuan* 牧民官), an official "in charge of the seal" (*cheng-yin-kuan* 正印官) of the rank 7A 正七品, a title which was created at the very end of the period of absolute control by the Ch'ing 清. In this article the local government by the magistrates in Chiang-nan 江南 during the early modern period is investigated.

Chiang-nan was a region where the landlordsystem—the landlord-tenant-relationship—was clearly developed. The so-called "*wan-tien k'ang-tsu* 頑佃抗租" phenomenon, i. e. the "stubborn tenants who refused to pay the rent" became more and more prevalent. The landlords attempted to collect rents and arrears employing the power of the magistrates. The view was taken that magistrates would protect the interests of the landlords in this way, since both in reality and principle, the collection of land tax was dependent on the payment of rent. This two-tier system was described in the following way: "the tax comes from rent, and the rent comes from